

水資源機構かんがい排水事業造成施設管理（継続）

【 2 , 3 4 3 (2 , 2 2 2) 百万円】

対策のポイント

水資源機構かんがい排水事業で造成された施設について、地域の農業情勢及び社会情勢の変化に対応した管理を行うことにより、施設の設置された目的にかなうようにし、かつ、その効用を適正に発揮させます。

- ・ (独)水資源機構が実施する水資源開発施設の管理への補助です。
- ・ (独)水資源機構は水資源開発水系(利根川・荒川等7水系)において、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築、管理等を行うことにより、用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的としています。

政策目標

安定的な用水供給機能及び良好な排水条件を確保

< 内容 >

- (1) 水資源開発施設及び愛知豊川用水施設（以下、水資源開発施設等）の中で、公共性の高い基幹的施設の適正な管理を実施します。
- (2) 水資源開発施設等（土地改良区に管理を委託する施設に限る）について、以下を実施します。

機能保全計画の策定

機能保全計画に基づく機能保全対策の実施

< 事業実施主体等 >

- 1 . 事業実施主体 独立行政法人水資源機構
- 2 . 補助率 (1) 55% (2) 50%
- 3 . 事業実施期間 昭和38年度～

[担当課：農村振興局総務課機構調整室（03 - 3501 - 5604（直））]